

平成16年改正法の施行状況について(報告)

平成16年改正法については、今月1日に、第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割が施行されたこと
によって、基本的に、すべての改正事項が施行されている。残された課題として、基礎年金国庫負担の
1/2実現への「特定年度」を定めるための法律の制定がある。

(主な改正事項と施行期日)

平成16年10月

- ・ 厚生年金保険料の引上げ
- ・ 基礎年金国庫負担割合の引上げ
- ・ 年金額の伸びの調整(マクロ経済スライド)
- ・ 給付水準50%の確保
- ・ 所得情報の取得
- ・ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

平成17年4月

- ・ 国民年金保険料の引上げ
- ・ 次世代育成支援の拡充
- ・ 60歳台前半の在職老齢年金制度の改善
- ・ 第3号被保険者の特例届出の実施
- ・ 若年者に対する納付猶予制度の創設
- ・ 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除
- ・ 厚生年金基金の解散の特例措置

平成17年10月

- ・ 確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和
- ・ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)

平成18年4月

- ・ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給
- ・ 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設

平成18年7月

- ・ 多段階免除制度の導入

平成19年4月

- ・ 離婚時の厚生年金の分割
- ・ 遺族年金制度の見直し
- ・ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入
- ・ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

平成20年4月

- ・ 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(平成20年4月施行)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する特定被保険者(第2号被保険者)が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。(法律上明記)
- 平成20年4月以降の被扶養配偶者の第3号被保険者期間については、以下の場合に、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬を特定被保険者の第2号被保険者期間に係る標準報酬に、2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定及び決定(以下「分割」という。)することができる。
 - ① 離婚をしたとき ② 婚姻の取消しをしたとき ③ 事実上婚姻関係の解消をしたとき
 - ④ 特定被保険者が長期間にわたり行方不明の状態である場合など、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にある場合と認められるとき

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】

